

米子市暴力団排除条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で平穏な市民生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣 旨

この条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的について定めたものです。

2 解 説

暴力団は、古くから市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えてきました。

また、近年では、相撲界、芸能界における暴力団との関係が明るみに出て大きな社会問題となっているところです。

米子市は、平成18年3月、暴力追放都市宣言を行い、暴力排除に取り組んできましたが、暴力団は、時代の変化に合わせて、組織実態や活動形態等を潜在化、不透明化させてきており、これまでの取り組みでは暴力団を排除するに至っておりません。

特に、米子市には県内暴力団員の半数が拠点を置き、先鋭的な活動を行っている状況であり、この状況を打開し、暴力団を排除していくためには、より一層、「社会」対「暴力団」の構図を明確にし、暴力団排除活動を推進していく必要があります。

この条は、市民、事業者及び行政が一体となって、暴力団の動向を監視し、暴力団を寄せ付けず、安全で平穏な市民生活の確保や社会経

済活動の健全な発展に寄与することなど、この条例の目的について定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員をいう。
- (4) 市民等 市民（市内に居住し、通学し、通勤し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。）及び事業者（事業活動（非営利のものを含む。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。第5条第4項において同じ。）をいう。

1 趣 旨

この条は、本条例における用語の定義について定めたものです。

2 解 説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定されている「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団員との交際を厳に慎むとともに、「暴力団を利用しない・暴力団を恐れない・暴力団に金を出さない」ことを基本として、市及び市民等が互いに緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

1 趣 旨

この条は、市、市民等が暴力団の非社会性を認識し、米子市からの暴力団排除活動を一丸となって推進していく上で、活動の概念となる基本理念について定めたものです。

2 解 説

(1) 「社会に悪影響を与える存在である」とは、暴力団が市民への不当な要求行為など市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力等を背景とした威力を利用して資金獲得活動を行っていることなど社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることをいいます。

(2) 「暴力団員との交際」とは、暴力団員と会食し交友を深めたり、暴力団が主催するゴルフコンペに出席することなど、暴力団員との付き合いをいいます。

(3) 「暴力団を利用しない・暴力団を恐れない・暴力団に金を出さない」とは、暴力団排除・暴力追放における「三ない運動」としての概念です。

「暴力団を利用しない」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。

「暴力団を恐れない」とは、市民等が、暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団を恐れず「存在を許さない」という気持ちで対決姿勢

を持つことです。

「暴力団に金を出さない」とは、暴力団の不当な要求に対する対価を支払わないことをはじめ、暴力団に対するあらゆる資金の提供をしないことをいいます。

第 10 条で禁止する暴力団等の威力の利用はもちろんのこと、暴力団員を組織的な労働力として利用する場合等も当該「暴力団の利用」に当たります。

(4) 「互いに緊密に連携し、及び協力して」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市、市民等が一丸となり、社会全体で暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める暴力団の排除についての基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、県及び他市町村並びに関係団体との連携を図りつつ、市民等の協力を得ながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察に対し当該情報を提供するものとする。

1 趣 旨

この条は、暴力団の排除に関する施策の推進や警察への情報提供など市の役割について定めたものです。

2 解 説

【第1項】

(1) 暴力団を排除するための市の役割として、基本理念にのっとり、県等との連携を図りつつ、市民等の協力を得ながら、総合的に施策を推進することを定めています。

(2) 「県」とは、県の各部局、県教育委員会、県公安委員会など鳥取県の執行機関すべてをいいます。

(3) 「他市町村」とは、近隣市町村をはじめとし、暴力団排除に関する施策を推進する上で連携が必要となる市町村をいいます。

(4) 「関係団体」とは、鳥取県暴力追放県民センターや地域住民による暴力団排除活動を行う団体など、暴力団排除に関する施策を推進する上で連携が必要となる団体をいいます。

(5) 「暴力団排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務、事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団排除のための活動に関する知識の普及を図る等の施策を行うことをいいます。

【第2項】

(1) 暴力団排除のための施策を推進していく中で、暴力団に関する情報を入手した場合は、当該情報を警察へ提供することにより、警察による取締りや県が実施する暴力団排除の施策等に反映するなど、市、県及び警察との連携が更に図られることから、警察に対する情報提供について定めています。

(2) 「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、暴力団による犯罪情報、暴力団による不当な金銭の要求等暴力団の活動実態に関する情報、暴力団事務所の所在地等、暴力団の組織実態に関する情報など暴力団の排除に資すると認められる情報をいいます

具体的な情報の例としては、

- 暴力団A組が、B飲食店からみかじめ料（挨拶料、場所代、用心棒代などの俗称）を徴収している。
- C社が営業活動の謝礼と称して、暴力団D組に金銭を提供しているらしい。
- E建設会社は、暴力団F組に関係のある業者を下請けに参入させている。
- Hマンション2階1号室は、暴力団I組の関係者が頻繁に出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。

などです。

(3) 「提供するものとする。」とは、暴力団排除の施策を積極的に推進する市として、警察への情報提供を義務化しています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団等との密接な交際その他の社会的に非難を受けるような関係を持つことがないよう努めるものとする。

4 事業者は、その行う事業（当該事業の準備行為を含む。）に関し、暴力団等との一切の関係を遮断するよう努めるものとする。

1 趣 旨

この条は、暴力団の排除を推進していく上で、市民等の取り組み方、市が実施する施策への協力や情報提供及び事業者の事業活動の在り方など市民等の役割について定めたものです

2 解 説

【第1項】

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取り締まりや行政機関の努力のみでは不十分であり、市民等が相互の連携を図りつつ自主的に暴力団排除活動に取り組むこと及び市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることについて定めています。

(2) 「協力する」とは、市が実施する暴力団排除を目的とした集会等に参加することなどをいいます。

【第2項】

(1) 暴力団排除を推進していくためには情報を共有することが重要で

あり、市民等は、日常生活において暴力団に関する情報を知った時は、些細な事でも見て見ぬふりをせず、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めることについて定めています。

(2) 「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、第4条の2、解説【第2項】(2)のとおりです。

【第3項】

(1) 市民等が暴力団組織や暴力団員との間で社会的に非難される関係を持つことがないように定めています。

(2) 「密接な交際」とは、

- 友人、知人等として会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交際をすること。

- 自らが主催するパーティーその他の会合において暴力団員を招待し、または暴力団員が参加するパーティーその他の会合に招待され、同席すること。

などをいいます。

密接に交際することによって、暴力団が行う組織の維持・拡大、資金獲得活動を助けることとなるような関係に発展しないように、交際の在り方を示したものです。

(3) 「社会的に非難を受けるような関係」とは、第10条（暴力団等の威力を利用することの禁止）、第11条（利益の供与の禁止）に規定する暴力団を容認・助長する行為はもちろんのこと、暴力団の義理ごとである葬儀、誕生会、事務所開き、放免祝い、陣中見舞いなどへ出席したり、利益の提供を行うことは、暴力団の排除を推進する上で大きな障害となることから、このような暴力団を利用することとなるような一切の行為をしないように、又はこのような行為をするものとの関係を持つことがないように市民等のと

るべき姿勢を示したものです。

【第４項】

(１) 平成１９年６月、法務省の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が発出されており、反社会的勢力、つまり暴力団等による暴力を防止するための基本原則として

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 取引や資金提供の禁止

が掲げられています。

事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会責任を果たすために重要かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものであることから、事業者の役割として暴力団との関係遮断を規定したものです。

(２) 「事業の準備行為」とは、事業を開始するに当たり種々の調査活動、事業開始の宣伝活動、事業開始に当たって採用する従業員との雇用契約など、事業開始のための準備行為をいいます。

事業の準備行為も含まれることにした理由は、一般に暴力団組織や暴力団員への利益の供与は、事業の具体的な計画段階など、その準備に当たってなされることが多いことから、当該規定を実行のあるものとするためにしたものです。

(３) 「一切の関係を遮断する」とは、事業活動において、暴力団とはいかなる関係も有さないことを事業者の役割として規定したもので

あり、前項の「密接に関係すること」「社会的に非難されるべき関係」に加え、

- 暴力団員に一定の出資をさせるなど経営に関与させること。
- 暴力団員の内妻等に代表取締役を務めさせ、実質的には当該暴力団員にその運営を支配させること。
- 暴力団員であることを知りながら、用心棒や債権の取り立て人等として、その者を雇用・使用すること。
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結すること。
- 暴力団員であることを知りながら、その者と委託関係又は請負関係を持ち、代理人、受託者として代理、斡旋、仲介、交渉等を行い又は行わせること。

などの関係を持たないこと及び持っているその関係を断ち切ることをいいます。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団等又は暴力団等の利益につながる活動を行う者若しくは暴力団等と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣 旨

この条は、市が実施する事務または事業が暴力団を利用することにならないように、市が行うべき措置について定めたものです。

2 解 説

(1) 市が実施する事務又は事業が暴力団を利用することに繋がることは決して許されず、市の事務事業全般から暴力団を排除するため、市が必要な措置を講じることについて定めています。

(2) 「暴力団を利用」とは、市が実施する事務又は事業が、暴力団にとって有益となり、暴力団の勢力拡大などに繋がることをいい、そのような認識がなく行う行為も含みます。

(3) 「暴力団等の利益につながる活動を行う者、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者」とは、暴力団員や暴力団組織とつながりのある個人、団体をいいます。

具体的な例としては、

- 暴力団員を経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させるもの
- 暴力団員を雇用するもの
- 暴力団又は暴力団員を代理人、受託業者等として使用するもの
- 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えるもの

- 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用するもの
- 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者に建設工事等の下請等をさせるもの

などをいいます。

- (4) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手が暴力団又は暴力団員でないことの確認、暴力団又は暴力団員であった場合の指名停止措置及び契約時、契約の相手が暴力団又は暴力団員であった場合の解除権を誓約書に記載するなど、市の事業又は事務が暴力団を利用することにならないために行う措置をいいます。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣 旨

この条は、市民等が暴力団排除の活動を実施するにあたり、独自の情報のみでは実効性のあるものと成り難いため、市は、市が保有している暴力団に関する情報の提供や助言を行うことについて定めています。

2 解 説

(1) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢など暴力団排除活動に資する情報提供をいいます。

(2) 「助言その他必要な支援」とは、暴力団排除活動に資する支援全般を指し、暴力団に対する対処方針や対処方法に関する相談及び指導並びに警察の支援などをいいます。

(広報及び啓発)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互に連携し及び協力して取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

1 趣 旨

この条は、暴力団排除について、市民等が、相互の連携を図りつつ自主的に取り組むことが最も重要であり、その重要性について理解を深めるため、市の広報等を活用して啓発を行うことについて定めています。

2 解 説

「広報及び啓発」とは、ポスター、パンフレット等の配布等暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団排除、暴力追放を目的とした集会を開催する等暴力団排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 市は、米子市立中学校及び米子市立特別支援学校（中学部に限る。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校（米子市立学校及び幼稚園を除く。）又は青少年の育成に携わる者が、青少年に対して暴力団の排除に関する教育、助言その他適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

1 趣 旨

この条は、青少年が暴力団へ加入することの防止及び暴力団が介在する犯罪に巻き込まれないよう、市が設置する学校の生徒に対して教育上の措置を講ずること及び青少年の育成に携わる者に対して支援を行うことについて定めたものです。

2 解 説

【第1項】

(1) 暴力団員を主人公とした映画や雑誌が存在し、一部では暴力団を美化する風潮があるなか、それらに影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態を教育することが非常に大切であり、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、暴力団に加入したり、薬物の売買に加担するなど、資金獲得のために暴力団が介在する犯罪に巻き込まれたりしないようにするための教育上の措置について定めています。

(2) 「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性及び暴力団犯罪の特

徴を理解させる教育のことで、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映など市や警察からの情報提供を基に、教職員が実施する教育のほか学校に派遣された警察職員が実施する教育をいいます。

(3) 「必要に応じて」とは、学校の実情や生徒の理解度などに応じて段階的にという意味です。

(4) 「適切な措置」とは、学校に対して市教育委員会が指導を行うことや適切な教育が実施されるように講師として警察職員の派遣を依頼することなど、生徒の教育が円滑に行われるための措置をいいます。

【第2項】

(1) 市内に居住する全ての青少年に対し、暴力団の真の実態を教育することが非常に大切であり、学校や職場などにおいて青少年の育成に携わる者が、暴力団排除に関する教育、助言その他適切な措置を講じることができるよう情報を提供することについて定めています。

(2) 「市内に所在する学校（米子市立学校及び幼稚園を除く。）」とは、米子市内に所在する私立学校、県立学校、国立学校をいいます。

(3) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、日常生活において青少年に助言を与えることのできる立場にある者をいいます。

(4) 「教育、助言その他の適切な措置を講じる」とは、青少年の教育に携わる者が青少年に対し、暴力団関係者が出入りする店へ立ち入らないよう助言したり、暴力団の資金源となり得る薬物の使用を禁止するなどの指導や助言をいいます。

(5) 「情報の提供その他の必要な支援又は協力」とは、暴力団の現状

や暴力団犯罪の実態などの資料提供や講師の派遣などをいいます。

(暴力団等の威力の利用の禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団等を利用する、自己が暴力団等と関係があることを認識させて相手を威圧する等、暴力団等の威力を利用するような行為をしてはならない。

1 趣 旨

この条は、市民等が暴力団の威力を利用することの禁止について定めたものです。

2 解 説

(1) 市民等が一丸となって暴力団排除を推進していく上で、自己の利益のために暴力団の威力を利用することは許されざる行為であり、暴力団の威力を利用することの禁止について定めています。

(2) 「暴力団等の威力」とは、暴力を背景とした暴力団の組織的で悪質、執拗な行為が、他を圧倒して服従させる強い力になっていることをいいます。

(3) 「利用する」とは、自己にとって有利なように暴力団の威力を活用することで、暴力団員が相手方に暴力行為をすることではなく、相手方に自分と暴力団とは繋がりがあることを直接又は間接的に認識させることをいいます。たとえば、「自分には暴力団が付いている。」と言ってトラブルの処理を有利に進めようとするなどを行います。

(利益の供与の禁止)

第 1 1 条 市民等は、暴力団等の威力を利用し、又は暴力団等の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団等又は暴力団等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣 旨

この条は、市民等が暴力団組織や暴力団員又はこれらが指定した者に対して金品や財産上の利益の供与を禁止することについて定めたものです。

2 解 説

(1) 暴力団が組織を維持していくためには資金が必要であり、暴力団の排除を推進していく上で、資金源となる金品や財産上の利益の供与を禁止することについて定めています。

(2) 「暴力団等の活動」とは、暴力団が組織を維持していくために行う資金獲得活動のことで、役務の提供（合法的活動）や薬物の売買（違法な活動）などをいいます。

(3) 「暴力団等が指定した者」とは、暴力団組織や暴力団員が市民等に対して利益の供与をする相手先として指定した個人及び団体をいいます。

(4) 「財産上の利益の供与」とは、金銭や物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、役務の提供などであって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

趣 旨

この条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることについて定めたものです。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

趣 旨

この条例の施行日を定めたものです。